

## 調査研究助成及び普及教育活動助成規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ペット災害対策推進協会（以下「本協会」という。）定款第4条第1項第1号の②の規定に基づき、災害時の被災飼い主及びペットの救援活動の実施及び普及啓発に必要な、調査研究費及び普及教育活動費の助成に関する事項を定める。

### (助成対象となる研究等)

第2条 動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、天災・人災など不測の緊急災害において、地方自治体若しくは地方獣医師会により構成される現地動物救護本部又は地方自治体若しくは地方獣医師会（以下「現地動物救護本部等」という。）が行う被災した犬・猫などの一般的な家庭動物及びその飼い主（以下「被災ペット等」という。）の救護に関する支援並びに円滑な救護に関する体制及び基盤の確保を図るとともに、広く国民の間に動物を愛護する精神を啓発し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図り、もって社会文化の発展に寄与すると認められる調査研究及びテクニカルレポート（外国文献の翻訳を含む）並びに普及教育活動を対象とする。

### (応募及び資格)

第3条 一般公募による。第2条に関わる調査研究歴又は遂行能力を有する者とする。なお、普及教育活動にあつては、原則として法人格を有する団体又は法人格を有する団体が主たる構成員となっている合議制の団体を対象とする。

### (助成金額及び件数)

第4条 助成金の総額及び助成件数は、当該年度の収支状況を勘案し、毎年決定する。

### (選考方法及び助成の決定)

第5条 本協会の選考委員会にて選考の上、理事会の承認を経て決定する。委員会の委員は、本協会内外の学識経験者のうちから、理事会が選任し理事長が委嘱する。選考委員は3人以上5人以内とし、その過半数を外部有識者とする。

2 選考委員が応募者又は応募者と利害関係者となった場合、当該選考委員はその選考に加わることはできないものとする。

### (助成対象者の義務等)

第6条 助成対象者は、本協会が定める期限までに、調査研究助成にあつては、研究成果報告書及び助成金についての収支報告書を、普及教育活動助成にあつては、普及教育活動実施報告書及び助成金についての収支報告書を提出する。

2 提出された研究成果報告書及び普及教育活動実施報告書は本協会のホームページ等で公表する。また研究成果及び普及教育活動実施結果を発表する場合、本協会の助成を受けたことを明示する。

(補則)

第7条 応募手続きに関する以外の、選考・審査に関する問い合わせ及び応募書類の返却はしない。

2 調査研究助成にあつては、助成対象者の氏名、所属、職位及び助成対象調査研究課題と助成金額を、普及教育活動助成にあつては、助成対象団体の名称及び助成対象普及教育活動と助成金額を公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年9月29日から施行する。